政令

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（組合等登記令の一部改正）

第一条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第七十九条、第八十二条から第八十四条まで」を「第八十四条」に、「、組合等の登記について」を「組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ」に改める。

第二十六条の見出しを「（設立の登記に関する特則）」に改め、同条第二項から第二十五項までを削る。

本則に次の六条を加える。

（変更の登記に関する特則）

第二十七条　第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁理士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人の登記に関する特則）

第二十八条　弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第八十一条第一項の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人となつたときは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、法人の種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については設立の登記をしなければならない。

2　弁護士・外国法事務弁護士共同法人が外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十一条第二項の規定により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となつたときは、その時から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、法人の種類の変更前の弁護士・外国法事務弁護士共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人については設立の登記をしなければならない。

3　商業登記法第百四条及び第百六条の規定は、前二項の登記について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、第一項の登記について準用する場合にあつては「弁護士・外国法事務弁護士共同法人について」と、前項の登記について準用する場合にあつては「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人について」と読み替えるものとする。

4　法人の種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についてする第一項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　定款

二　定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）があつたことを証する書面

三　社員の加入を証する書面

5　法人の種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人についてする第二項の登記の申請書には、第二十五条において準用する商業登記法第十八条に規定する書面のほか、定款を添付しなければならない。

6　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第八十二条第二項の規定により、弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人となるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する法人については解散の登記をし、合併により存続する法人については合併による種類の変更前の法人についての解散の登記及び合併による種類の変更後の法人についての設立の登記をしなければならない。この場合における第十三条、第十四条第二項及び第二十条の規定の適用については、第十三条中「第八条、第八条の二及び第十条」とあるのは「第二十八条第六項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」と、第十四条第二項中「変更の登記」とあるのは「合併による種類の変更前の法人についての回復の登記及び合併による種類の変更後の法人についての解散の登記」と、第二十条第一項及び第二項中「変更の登記」とあるのは「法人の種類の変更による設立の登記」とする。